

令和2年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年6月15日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和2年度 定期監査（第3期）

期間 令和2年11月27日（金）～令和3年3月29日（月）

範囲 令和元年度（令和2年1月1日から令和2年3月31日まで）、令和2年度（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

総務企画部、市民福祉部、建設部、上下水道部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	人事課	1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	1 不足していた車検証の写しを備え、課内に周知徹底を図り改善した。
	経営企画課	1 補助金事務 事業実績報告書において、決裁権者を誤っている。	1 指摘事項を訂正し、適正に事務処理した。再度の誤りを防ぐため、事務決裁規程別表の取り扱いについて、確認の徹底を図った。
市民福祉部	社会福祉課	1 契約事務 製作業務契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。	1 指摘後、直ちに加筆明記するとともに、チェック体制を強化した。
	地域包括支援センター	1 契約事務 賃貸借契約及び追加業務契約において、随意契約の根拠条項を誤っている。	1 契約規則等を改めて確認し、指摘のとおり根拠条項の訂正を行った。

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
市民福祉部	健康推進課	<p>1 収入事務 私人への徴収事務委託において、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく告示を行っていない。</p> <p>2 補助金事務 交付決定において、総務企画部長との合議を行っていない。</p> <p>3 服務事務 年次有給休暇の取得単位を誤っている。</p>	<p>1 指摘事項を改善し、今後は適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化した。</p> <p>2 指摘事項を訂正し、適正に事務処理した。今後は適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化した。</p> <p>3 指摘事項を訂正し、適正に事務処理した。再度の誤りを防ぐため、休暇取得時の指導、確認の徹底を図った。</p>
	生活環境課	<p>1 服務事務 年次有給休暇の取得単位を誤っている。</p>	<p>1 監査指摘後、直ちに課内会議を開催し、指摘事項を共有し、課内及び施設職員等に対して休暇取得時の指導、確認の徹底を図った。</p>
建設部	都市計画課	<p>1 服務事務 年次有給休暇の取得単位を誤っている。</p>	<p>1 指摘事項を訂正し、適正に事務処理した。再度の誤りを防ぐため、休暇取得時の指導、確認の徹底を図った。</p>
上下水道部	水道課	<p>1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。</p>	<p>1 現に有効な任意保険証書の写しに差し替え、課内に周知徹底を図り改善した。</p>